

# 資料 1 - 2

令和5年度第2回

## 大阪府都市計画審議会

### 議案書

日 時 令和6年2月6日 (火)  
午前10時00分～  
場 所 大阪市中央区大手前3丁目1番43号  
プリムローズ大阪 「鳳凰の間」



# 令和5年度第2回 大阪府都市計画審議会

## 議 案 書 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
483	南部大阪都市計画区域区分の変更	1
484	北部大阪都市計画道路の変更	4
485	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(泉大津市)	7



議 第 483 号  
計調第 1467-2 号  
令和 6 年 1 月 23 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画区域区分の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

### 2. 人口フレーム

年 次 区 分	平成27年 (基準年次)	令和7年 (目標年次)
都市計画区域内人口	2,357.8千人	2,226.4千人
市街化区域内人口	2,202.4千人	2,071.8千人
配分する人口	—	2,062.1千人
保留する人口	—	9.7千人
特定保留	—	—
一般保留	—	9.7千人

## 理 由

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている泉州空港南地区について、関西国際空港2期島の一部区域について埋立が完了し、土地利用が確実になったことから、当該地区について、保留区域を解除し、市街化区域に編入する。



議 第 484 号  
計 調 第 1333 号  
令和 6 年 1 月 23 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画道路中、3・3・207-6号富田奈佐原線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		構造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹 線 街 路	3・3・ 207-6	富田奈 佐原線	高槻市 西町地 内	高槻市 氷室町 一丁目 地内	高槻市 大畠町 地内	約 3,470m	地表式	4 車線	22m	JR 東海道本線 と立体交差 阪急京都線と 平面交差 幹線街路富田 北駅宮田線と 立体交差 幹線街路と平 面交差 7箇所	
車線数の内訳		2 車線			約 1,180m						
		4 車線			約 2,290m						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理　　由

北部大阪都市計画道路3・3・207-6号富田奈佐原線は、高槻市と茨木市を結ぶ広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、社会情勢の変化を踏まえ、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり一部区間について車線数及び幅員を変更するとともに、一部区間を廃止するものである。



議 第 485 号  
建審 第 1973 号  
令和 5 年 12 月 20 日

大阪府都市計画審議会会長 様

特定行政庁  
大阪府知事 吉村 洋文

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）について（付議）

標記について、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、  
次のように審議会に付議します。

## 産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）について

建築基準法第 51 条ただし書きの規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

施設の種類	位置	敷地面積
産業廃棄物処理施設	泉大津市夕凪町 13 番 4	10,000.11 m <sup>2</sup>

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

## 理 由

産業廃棄物処理施設の新築にあたり、建築基準法第51条ただし書  
きの規定により、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置につ  
いて、特定行政庁（大阪府）において本案のとおり許可しようとする  
ものである。

